

北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について

(議案第34号)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」が一部改正された。

これに伴い、市税条例第26条第8項及び宿泊税条例第9条第1項第1号において「法人番号^{*}」の定義として引用している番号利用法第2条第15項（改正後同条第16項）の項ずれを次のとおり改めるもの。

※法人番号：特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるもの

現 行	改 正 後
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項

また、北九州市宿泊税条例第9条第2項について、規定の形式的な修正を行うもの

新	旧
<p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その該当することとなった日から2月以内に、その名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称）、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、その該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>	<p>(市民税の申告等)</p> <p>第26条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第11条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、その該当することとなった日から2月以内に、その名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称）、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、その該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p>

北九州市宿泊税条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、<u>同項各号</u>に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(特別徴収義務者の申告等)</p> <p>第9条 前条第1項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した規則で定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 前項の規定により申告書を提出した者は、<u>前項各号</u>に掲げる事項に異動があつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>